

社会福祉法人かすみ台福社会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かすみ台福社会役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費は実費とする。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合についても、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費は実費とする。

(出張旅費等)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費及び宿泊費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、原則として実費支給できる。

4 宿泊を伴わない出張の場合は、別表3により日当を支給する。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から適用する